

適格投資家向け投資運用業の創設等に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

1. 改正趣旨

資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）が平成 23 年 5 月 25 日に公布された。

当該改正法には、国民の様々な資産運用ニーズに応える投資運用ファンドの立上げを促進するため、投資運用業の登録要件を一部緩和し、顧客を適格投資家に限定し、かつ運用財産の総額が一定規模以下のファンドに係る投資運用業（以下「適格投資家向け投資運用業」という。）を創設する改正が盛り込まれている。

今般、当該改正法の公布を受けて、社債、株式等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号）に規定されている投資信託受益権の信託設定時における振替機関への通知事項について一部改正が行われたことから、社債等に関する業務規程（以下「規程」という。）及び社債等に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行うとともに、その他所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 適格投資家向け投資運用業の創設に伴う規程及び規則の一部改正

①信託設定時における発行者から機構への通知事項の追加

信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合における発行者から機構への通知事項について、当該投資信託に係る委託者が、適格投資家向け投資運用業を行うことについて登録を受けた金融商品取引業者である場合にはその旨を通知する等の通知事項の追加を行うとともに、所要の改正を行う。

（規程第 58 条の 36、規則第 4 条第 3 項）

②投資信託受益権の内容の提供における公示事項の追加

社債、株式等の振替に関する法律第 121 条において準用する第 87 条第 1 項の規定に基づき実施している投資信託受益権の内容の提供について、投資信託に係る委託者が、適格投資家向け投資運用業を行うことについて登録を受けた金融商品取引業者である場合にはその旨を公示する等の公示事項の追加を行うとともに、所要の改正を行う。

（規則第 30 条第 10 項）

(2) その他所要の改正

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 16 号）が施行されることに伴い、租税特別措置法の規定に基づき、受益者等課税信託に属する一般債を機構における区分口座（信託口）に記録又は記載を行うための改正及びその他所要の改正を行う。

（規則第 1 条第 2 項、規則第 32 条 2 項、規則別表 2）

3. 施行日

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。